

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議 議事録（第1回）

日時 平成30年12月25日（火）13:31～15:19
場所 経済産業省 別館3階 312 各省庁共用会議室

○山崎新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会第1回洋上風力促進ワーキンググループ」及び「交通政策審議会港湾分科会環境部会第1回洋上風力促進小委員会」の合同会議を開催させていただきます。委員の皆様方及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところ、かつ年の瀬押し迫ったスケジュールにもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本合同会議は、資料1にございますように、経済産業省側で申し上げますと、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会及び電力・ガス事業分科会のもとに設置されております再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の下部機関として設置をしまして、国土交通省側では、交通政策審議会港湾分科会環境部会の下の委員会として設置をされているものでございます。

この合同会議の設置につきましては、まず経済産業省側におきましては、総合資源エネルギー調査会運営規定第13条に基づきまして、本ワーキンググループの上部組織となります再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の山地委員長に、事前にご了承をいただいているところでございます。

また、国土交通省側の委員会の設置状況につきまして、中崎課長からご説明をいただきます。

○中崎海洋・環境課長

国土交通省におきましては、交通政策審議会港湾分科会環境部会運営規則第1条に基づきまして、本小委員会の上部組織でございます環境部会の小林部会長に事前のご了承をいただいております。

○山崎新エネルギー課長

ありがとうございます。

本合同会議の事務局につきましては、国土交通省港湾局海洋・環境課及び我々、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部の新エネルギー課が合同で務めさせていただきますこととさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、第1回の開催に当たりまして、事務局を代表しましてまず、資源エネルギー

庁省エネルギー・新エネルギー部長の松山及び国土交通省、浅輪大臣官房技術参事官より一言ご挨拶申し上げます。

○松山省エネルギー・新エネルギー部長

皆さんこんにちは。

ただいまご紹介いただきました省エネルギー・新エネルギー部長の松山でございます。お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。そして、このワーキンググループ、さまざまなエネルギー、港湾、その他環境の話、地元調整、さまざまな論点がございます。まさに総合的にご議論頂戴させていただく場でございますが、我々役所のサイドからいたしましては、先生、皆様方、それぞれの知見、これまでのご経験をベースに、忌憚なくご議論頂戴できればありがたいと思っております。

座ってもうしばらくご挨拶させていただきますと、私、エネルギーのほうの担当でございますので、どうしてもエネルギーのほうからお話を申し上げますけれども、国のエネルギーの政策を論ずるに当たりましては、ことしの7月にエネルギーの基本計画というものを改定いたしました。第5次の計画をつくったわけでございますが、この中で再生エネルギー、今回の再エネ海域利用法も含めたところでございますが、この再生エネルギーというものをこれからの主力電源にしていくと。まさに国内外における導入促進、これは長期のエネルギーの需給、もしくはエネルギーのセキュリティー、温暖化への対応、そういった面から考えましても、この再エネをどうやってふやしていくかということが非常に重要でございますし、まさにこれを社会に定着していくための大きな柱を政策でも打ち出していこうと考えているところでございます。

その中におきましても、この再エネ、特に洋上風力を当面は念頭に置くわけでございますけれども、立地の制約は比較的少なく、そして諸外国でも大量に、かつコストダウンしながら進められている非常に希望の大きい電源、エネルギー源だと理解してございます。

先の臨時国会でも、まさに今回ご議論いただくわけでございますけれども、この洋上風力を推進していくための日本としての最大の推進方策は何かという観点から、再エネの海域利用の仕方ということを決める法案を無事に、国会のほうで成立させていただいたところでございます。

この洋上風力の法律につきましては、長い期間、事業者の皆様方、地域の方々、いろいろなところからご期待頂戴しているところだと、我々もよく承知しているところでございます。慎重な審議をいただきつつ、一方でさまざまな知見をここに結集して、速やかにいろいろな方々の期待に応えていけるような仕組みをつくっていきたくと、まさに総合的な対策でございます。今、まだ何も無いところからの出発でございますので、まさに委員の先生方のご知見をもとに、未来の洋上風力の基盤をつくっていくようお願いしたいと考えてございます。事務局としても、しっかりと必要な資料、情報の提供をしまいたいと思っておりますので、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山崎新エネルギー課長

ありがとうございます。

続きまして、国土交通省、浅輪大臣官房技術参事官よりご挨拶申し上げます。

○浅輪大臣官房技術参事官

国土交通省で港湾局を担当しております大臣官房技術参事官の浅輪と申します。

まずをもって、委員の先生方におかれましては、年末の大変お忙しい時間の中で、本日も参集いただきましたことを御礼申し上げたいと思います。

再生可能エネルギーの導入につきましては、政府全体として推進している中、私ども国土交通省といたしましても、平成28年に港湾区域における占用公募制度を創設するなど、港湾区域への洋上風力発電について、導入の円滑化を取り組んできたところでございます。北九州港を初めとしまして、この新しい制度を使った導入について事例ができつつあるところでございます。

また今般、今、松山部長からお話がありましたように、国会におきまして、全会一致でこの法案を可決していただきまして、再エネ海域利用法が成立いたしましたところでございます。この法律につきましては、検討段階から非常に注目を浴びている、また国会でも全会一致で可決していただいた、また国民の皆様の本法への期待が大変高いというふうに認識してございます。

これにお応えするためにも、法律の実際の運用に当たっては、スピード感を持ちつつ、また一方で関係者のご意見をお伺いしつつ、丁寧に進めていくことが必要だというふうに考えてございます。

本合同会議の委員の皆様方には、いろいろとお願いすることが多いと思いますが、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

限られた時間ではございますが、活発なご審議をお願いできればというふうに思います。よろしくようお願い申し上げます。

○山崎新エネルギー課長

ありがとうございます。

それでは、次の手続に進みたいと思います。

まず、経済産業省に設置します洋上風力促進ワーキンググループの座長につきましては、上位機関であります大量導入ネットワーク小委員会の委員長であります山地委員長が指名をすることとなっております、事前に足利大学理事長の牛山先生をご指名いただいております。

それでは、牛山座長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。牛山座長よろしく願います。

○牛山座長

ただいま本ワーキンググループの座長を拝命いたしました足利大学の牛山でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、お二人のご挨拶もありましたように少し暖かいですけれども、年末迫ってまいりまして、本当にご多忙の中、こうして皆様にご参集いただきまして感謝しております。

近年、洋上風力を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、世界的にはもう、他の従来型の電源と比べても全く遜色がない。むしろ環境影響を考えると、コスト、もっと安い

のだという、そういう段階にまでコストダウンが進んでおります。

特に、日本と同じような島国の英国におきましては、既に7ギガワットを超えるという大変な勢いで進んでおります。まさにイギリス・モデルが私は、今回、日本でもモデルになるのではないかというふうに考えております。我が国におきましては、これまで同じ海洋国でありますけれども、なかなか導入が進んでまいりませんでした。これは、いろいろな背景がありますけれども、近年、本当に洋上風力の計画が全国各地で本格化し動き出しております。

現時点で、環境アセスを行っているところで、ほぼ500万キロワット、すごい量ですね。これが全部できたら大変なことなのではございますけれども、そういうアセスが実施されているという状況でございます。

一般海域におけるルール整備ができてこなかったということが、今まで本格的な導入を今まで妨げていたわけでありましてけれども、再エネ海域利用の風力導入が、風力だけではないわけですが、11月末日に再エネ海域利用法が国会で成立いたしました。これを経て、日本においても洋上風力の導入がますます活発に促進されるだろうということを期待しております。

今回のこの合同会議におきまして、新しく成立しましたこの再エネ海域利用法の具体的な運用をしっかりと、丁寧に検討するということになります。私自身も今後の洋上風力促進の責任の一端を担いたいということで、ぜひ丁寧に取りまとめをしてまいりたいと考えております。

検討に当たりましては、もちろん地元の理解が非常に重要でありますし、それぞれの自治体と協力してやっていく必要があると思います。洋上風力を促進することで、国、自治体、そして漁業関係者を初めといたします地元の関係者等それぞれがそれぞれの立場にあって恩恵を受けられるような形で、議論を進めてまいりたい、このように考えております。

委員の皆様におかれましては、ぜひそれぞれのご専門の立場から活発なご議論をいただきまして、まとめていきたいというふうに思います。

簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○山崎新エネルギー課長

どうもありがとうございました。また、国土交通省に設置する委員会の委員長については、中崎課長のほうからご説明いただきます。

○中崎海洋・環境課長

国土交通省に設置いたします洋上風力促進小委員会の委員長につきましては、環境部会長でいらっしゃいます京都大学の小林教授が指名することとなっております。事前に放送大学の來生学長をご指名いただいております。來生委員長につきましては、本日ご欠席のためにご紹介のみとさせていただきます。

○山崎新エネルギー課長

ありがとうございました。

次に、本合同会議の委員と本日のオブザーバーの方々を紹介させていただきます。

委員の皆様につきましても、座長及び小委員長と同様に、山地委員長と小林部会長からのご指名というふうにご規定上なっております。お手元の委員等名簿にありますように、既にご指名をいただいているところでございます。委員等名簿に従いましてご紹介をさせていただきます。五十音順でございます。

東京大学大学院工学系研究科教授、石原委員でございます。

○石原委員

石原でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

先ほど、座長にご就任いただきました足利大学理事長、牛山委員でございます。

○牛山座長

牛山でございます。改めてよろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

椛山女学園大学現代マネジメント学部教授、大串委員でございます。

○大串委員

大串でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

本日、ご欠席でありますが、東京大学大学院工学系研究科教授、加藤委員でございます。

続きまして、こちらも本日、所用によりご欠席でございますが、放送大学学長の來生委員長でございます。

続きまして、早稲田大学名誉教授、清宮委員でございます。

○清宮委員

清宮です。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、桑原委員でございます。

○桑原委員

桑原です。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

一般社団法人海洋産業研究会常務理事、中原委員でございます。

○中原委員

中原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

株式会社日本政策投資銀行企業金融第5部担当部長、原田委員でございます。

○原田委員

原田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

一橋大学経営管理研究科教授、山内委員でございます。

○山内委員

山内でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

以上、委員の皆様方で行いました。

続きまして、本日のオブザーバー、名簿には書いてございませんが、ご紹介させていただきます。

内閣府海洋事務局、有倉参事官でございます。

○内閣府

有倉と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課吉塚課長代理で、富樫計画官でございます。

○農林水産省

富樫でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

環境省大臣官房環境影響評価課、熊倉課長の代理で、泉課長補佐でございます。

○環境省

泉でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

以上、委員、オブザーバーのご紹介で行いました。

それでは、これからの議事進行につきましては、経済産業省のワーキンググループ及び

国土交通省の小委員会を代表いたしまして、牛山座長をお願いをしたいと思います。牛山座長、よろしくお願いいたします。

○牛山座長

それでは、時間も限られておりますので、早速議事に入りたいと思います。

それでは、まず事務局から本日の資料について確認と、続きまして議事の運営等についてのご説明、お願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

まず、本日の資料でございますが、配付資料一覧でございますように、議事ナンバーのついていない配付資料一覧、議事次第、委員名簿、座席表に続きまして、本日は資料を3点ご用意をさせていただいております。

資料の1が合同設置についての趣旨紙、資料2が議事の運営についての案、資料3が事務局の論点整理案の資料でございます。

続きまして、資料2に基づきまして、本会議の議事運営についてお諮りを申し上げたいと思います。

議事の運営につきましては、1番、まず本会議は原則として公開をする。傍聴については原則として認める。2番、配付資料も原則として公開、3番、議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し公開、4番、議事録については、原則として会議終了後1カ月以内に作成し公開、5番、個別の事情に応じて非公開にするかどうかについての判断については、座長及び委員長に一任するものとするということで、お諮りを申し上げたいと思います。

○牛山座長

ただいまご説明がありました本合同会議の議事の運営につきまして、何かご異議等ございませんでしょうか。

特に異議ございませんでしたら、それでは、本合同会議の議事の運営につきましては、ただいま事務局からご説明があったとおりに進めさせていただきたいと思います。

また、後ほど事務局から説明いただきますけれども、本合同会議におきましては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、以下本法律において定められている1、促進区域の指定と、それから2、公募による事業者選定について、その具体的、技術的な内容を議論いただきます。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます、傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席ください。

それでは、議事に入ります。

まず、第1回ということで、事務局の提示する検討に係る基本的な視点につきまして、おおむねの合意をいただくとともに、具体的に検討すべき論点に過不足がないかといった点につきまして、事務局資料に基づきまして議論をいただきたいと思います。

それでは、議題に入ります。事務局からご説明お願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

それでは、お手元資料3をご用意いただければと思います。

再エネ海域利用法の運用開始に向けた論点整理ということで、今、座長のほうからもお話ございましたが、促進区域の指定と事業者選定という国土交通大臣と経産大臣に求められております役割についての論点整理でございます。

資料めくっていただきまして、1ページ目に目次をつけていますが、6部構成で用意をさせていただいています。

まず、現状についてでございます。2ページ目をごらんください。

政府の方針、まず海洋基本計画におきまして、本法律のもとになります占用等を可能とする制度整備を行うといったことが提示をされるとともに、洋上風力の重要性について定められているところでございます。さらに、エネルギー基本計画におきましても、先ほど部長の松山のほうからもご紹介させていただきましたように、再エネ全体を主力電源化に向かって取り組みを進めるということとともに、洋上風力発電の導入についての重要性というものを提示させていただいて、位置づけているというところでございます。

3ページ目でございます。

再生可能エネルギー全体像で申し上げますと、最新の数字で、2017年の日本の再エネ比率、一番右でございますが16.1%ということでございます。水力を除く風力も含めました再エネにつきましては8.1%と、そのうち風力は0.6%にとどまるというのが現状でございます。

4ページ目をごらんください。

いわゆるエネルギーミックスと呼ばれているものでありまして、2030年度の電源構成の目標を定めてございます。22%から24%を再エネで占めるということで、この表の中にありますように、それぞれの電源別に目標を持っているところでございます。風力につきましては、22%から24%のうちの1.7%程度を満たすことを目標に、右の表にありますようにキロワット、容量でいうと1,000万キロワットというのが一つの目安になってございます。これは洋上、陸上を区別せず1,000万キロワットということでございますが、現在の導入水準は360万キロワット、FITの認定量も入れますと940万キロワットというのが陸上も含めた数字になってございます。

次のページ、5ページ目でございます。

洋上風力の国際比較でございます。日本におきましては今20メガ、これ全て実証レベルのものでございまして、同じ島国というか、海に囲まれていますイギリスに比べましても、大変、まだ彼我の差があるというのが現状だということでございます。

6ページ目、ごらんください。

欧州において、洋上風力、先ほど牛山座長のほうからもお話ありましたけれども、急速に普及が進んでおります。その前提としまして、例えば風車の大型化ということで、現在は7、8メガワット機といったものが主流になり、さらに建設においても据付船とかモノパイルの基礎の大型化が進んで、建設期間が着実に短縮をしていると、こういう傾向にあるというところでございます。

7ページ目をごらんください。

その欧州の洋上風力発電、いきなりこの状況になったということではなく、我々が分析

するに、3段階というような形で進んできているのではないかと。まず実証段階、続いて拡大・成熟段階、そして2015年ごろから競争段階に入って拡大をしていくと。下の図に価格のトレンドとあわせて書かせていただいていますけれども、そういったような中で最後競争期に入って、落札価格が10円未満の案件、さらには市場価格の案件が出るといったようなところまで今進んできているという認識でございます。

8ページ目をごらんください。

その価格について、昨今やはり競争期に入ったこのヨーロッパにおきまして、どのような価格の入札がなされているのかということで、重立ったところを事務局にてまとめたものがこちらでございます。為替1ユーロ150円としてでございますが、130円として、さらに1ポンド150円としてということでもありますけれども、見ていただいておりますように、2016の案件から軒並み10円を切る案件、さらには市場価格、すなわち卸電力市場価格を落札価格とするような例、すなわち補助金がゼロだという案件が落札をされているということでございます。

次のページに、さらに最新のものを入れています。ことしの4月に行われましたドイツの例におきましても、一部10円を超えている例がございますけれども、10円を切る例というのは非常に多いということでございます。

そして、ことし6月にお隣、台湾で行われました入札の結果を参考までに入れさせていただきますが、こちらも見えていただいておりますように、10円を切るといった落札価格になっているというところが着目に値するというふうに考えているところでございます。

10ページ目、そうした洋上風力を進めるに当たりましては、特に欧州におきまして、この写真にありますように、いわゆる基地港湾というものがしっかりと整備をされ、それを前提に、建設コストの低減といったような効率化といったものがなされているということでありまして、風車の部品でありますナセル、ブレード、タワー、このそれぞれを適切に管理した上で、これを据付船に乗せて運び出していくといったようなところで、後背地の整備も含めまして、基地港湾というものの整備があわせて進んでいることが、効率化成長期的前提になっているという、こういうものでございます。

11ページ目をごらんください。

陸上、風力発電との比較という形で、メリットを述べさせていただきます。当然、陸上のメリットというのがありますが、ここは洋上風力の合同会議ですので、洋上風力のメリットというところだけを取り出したものでありますが、風況は陸上に比べて比較的よいということでもあります。

さらに、定格出力についても、ヨーロッパのWind Europeから拾いました2017年に設置されたものの平均値で見ましても、洋上が5.9メガであるのに対して、陸上が2.7メガと、やはり大型のものを設置していると。さらに、その前提というか、部材の輸送制約も洋上風力が小さいといったようなメリットがあるということでございます。

12ページ目をごらんください。

さらに洋上風力発電は、これは陸上もそうです。部品点数が多いのはそうでございますが、さらに事業規模が非常に大きいものが多いということで、地元産業を含めた関連産業への波及効果が期待をされるということで、先ほど基地港湾の例というのもご紹介をさせ

ていただきましたが、ヨーロッパにおいてもそういった、単に風車自身もそうであるが、建設、運転、保守、点検、そういった全ての関連産業との結びつきということが、やはり指摘されるのではないかとということでございます。

13 ページ目でございます。

現在、公開されている環境アセス手続中の案件、または一部、1つだけ終わったものがございますが、アセス手続中の案件で、港湾も入れますと540万キロワット、赤いくくりでくくってありますのが、今回ご議論いただきます一般海域におきます風力発電のアセス中の案件でございますが、右下にありますように計482万キロワットと、先ほど牛山座長のほうから500万キロワットにも及ぶというふうにご紹介ありましたが、この数字でございまして、現在、環境アセス手続中、現在11月末時点の数字であります、このような状況にあるということでございます。

以上を踏まえまして、14 ページ目でございます。

こうしたメリットがあります洋上風力発電について、海域の利用、このルール整備などの必要性がかねてから指摘されていたところであり、これを踏まえまして、今回再エネ海域利用法、正式名称は、先ほど牛山座長にもご紹介いただきましたが、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律というものが正式名称になりまして、11月30日に参議院で議了、12月7日に公布をされ、公布から4カ月を超えない範囲内で施行というのが法律上定められているというところでございます。

この法律につきましては、洋上風力に関しまして、大きく6つの課題という形でくくらせていただいておりますが、まず1つ目、占用に関する統一的なルールがないということで、一般海域のルールについては、占用許可が短期、3から5年と短期であったといったところから右にありますように、この法律に基づきまして、長期占用を可能とするということで、最大30年の長期占用が可能となると、こういうことでございます。これによりまして、事業の予見性が担保されると。

2つ目として、海運、漁業といった地域の先行利用者の方々との調整に係る枠組みが不足していると、不明確だということで、この法律におきまして、法定で関係者の協議の場であります協議会を設置し、地元の調整を円滑化すると、こういったスキームを盛り込んでいるというところでございます。

さらに3つ目の課題として、FIT価格が欧州と比べて36円という形で高額であるということで、これに対応するために本法律に基づきまして、価格等によりまして、いわゆる価格を公募の評価基準にするということで、競争を促してコストを低減するというところを盛り込んでいるということで、この赤で囲みましたところを主に手当をするということで、再エネ海域利用法が成立をしていると、こういうことでございます。

その他、洋上風力を進めるためには、まず系統につなげないと、系統にどうやってつなげるんだと、こういったような話がございます。これについては、現在進めています日本版コネク&マネージの既存系統の最大活用、さらには、託送制度改革等を通じた次世代の電力ネットワークへの転換に取り組みながら、洋上風力にもしっかりとそれを適用していくと、こういうことかと考えてございます。

さらに、基地港湾の話についていうと、洋上風力に取り組もうとしています事業者、港湾管理者の意見を聞きながら、基地となる港湾の整備のあり方をしっかり検討していくと

ということかと。

さらに最後、その他の関連制度、例えば環境アセスメント手続の迅速化といったようなことで、洋上風力がしっかりと促進されるように関係府省庁と連携をしていくということかと考えてございます。

以上、前提となります洋上風力に関するメリット及びそれにどう対応した法律かといったことをご紹介させていただきました。

次に、16 ページ目をごらんください。本法律の概要でございます。基本骨格でございます。

この本法律の基本骨格は、まず左から見ていただいて、政府が基本方針を作成します。その後、経産大臣及び国交大臣、両大臣が促進区域を指定します。ここが1つ目のプロセスであります。

続いて、促進区域指定後に公募に基づく事業者選定に入ると。両大臣による公募占用指針を作成し、事業者が公募占用計画を提出され、両大臣が最も適切な事業者を選定し、計画を認定すると。認定された計画に基づいて、経産大臣はFIT認定をし、国交大臣は占用を許可すると、こういう流れになってございます。

そして、一番左の矢印にありますように、基本方針の策定後、いわゆる促進区域の指定に当たりましては、両大臣が区域の状況を調査する。国が区域の状況を調査するということになってございます。

さらに関係大臣、関係行政機関の長への協議、さらには先行利用者等をメンバーに含む協議会から意見を聴取する、さらに、公告をして広く一般的に意見をいただくといったようなプロセスを経て区域が指定をされると、こういうことが定められているということでございます。

17 ページ目、18 ページ目、19 ページ目は、今のプロセスのより詳細でございますので、説明は割愛させていただきますが、議論の中でご利用いただければというふうに考えてございます。

続きまして、この海域利用法の概要、さらには区域指定と公募といったところについて、この委員会でのどのような議論をしていただきたいかということの事務局案でございます。

まず1 番目、本合同会議の位置づけ、21 ページ目でございます。先ほど申し上げたように12月7日に公布されて、4カ月を超えない範囲内の政令で定める日から施行するというふうになってございます。その政令は現在策定中でございますが、しかるべきタイミングで施行されるということでございます。

先ほど来申し上げているように、両大臣が促進区域の指定と公募による事業者選定を行います。ということで、法律で一般的な基準や手続が定められていますけれども、より具体的なところを決めていく必要がありまして、それを本合同会議においてご議論いただき、決めていきたいと、こういうことでございます。

ということで、それぞれにつきまして、今回全体像ということで、論点を整理させていただいているという位置づけを紹介させていただき、かつアウトプットとしては、必要に応じて政府が定めます一番初めの基本方針というものに反映をする。さらに、各種ガイドラインといった形で取りまとめて、実行を確保していくといったことかと考えてございます。

22 ページ目、23 ページ目にこの全体の検討を貫く基本的な視点を4つ、整理を事務局案としてさせていただきます。

1つ目がまず、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現ということで、この長期、安定、効率、この3つにつきましては、そもそもこの法律の第1条の目的に書かれていることございまして、この下にありますように、長期的、安定的、まず当然、長期にわたり公物である海域を占有するということから、信頼性のある電源として、洋上風力発電を促進する必要があるという長期安定性の観点、さらには、欧州における事例にありますように、国民負担の軽減との両立といったような中で、洋上風力の導入をどう促進していくかという効率的な事業の実施、この三位一体での検討が必要ではないかという、この原則①でございます。

原則②、海洋の多様な利用等との調和ということで、これも第1条の目的に「海洋に関する施策との調和を図る」ということで、多様な海域利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保、これとの調和を図ることが、基本的な視点として重要であるということでございます。

次の23 ページ目、原則③でございます。公平性、公正性かつ透明性のある制度ということで、原則①、②については、法律に明示的に書かれてございますが、ここについては明示的に書かれてはいないものの、当然のことながらこの公平、公正、透明、この3つの適切な確保ということが重要になるのではないかということで、適切な競争環境をつくるのがコスト削減、先進的な技術開発等の企業努力を後押しするという、基本原則に据えてはどうかということでございます。

原則④、こちらについても法律には明示的に位置づけられてございませんが、我が国洋上風力産業全体として、長期的、安定的かつ効率的に発展するためには、このコスト低減、故障・災害時等の迅速な機能回復、こういったような必要性といったようなところからの健全な発展の視点が重要ではないかといった観点から、継続的な市場の形成、さらに計画的な促進といったようなところが基本原則で必要になってくるのではないかとこのところございまして、この検討の全体を貫く視点として4つ整理させていただきました。

続きまして、25 ページ目以降、まず促進区域の指定に関する論点でございます。

ここでは、論点を6つという形で、法律で定められている事項の具体化ということが、この合同会議でご議論いただきたい、こういうことございまして、この左にあります法律の定めの中で、何をどう具体化していただきたいのかということ事務局なりにまとめたものがこの資料になります。

以降、それぞれブレイクダウンしていますので、それに基づきまして6つご紹介させていただきます。

26 ページ目をごらんください。

論点1でございます。まず、促進区域の指定についての基本的な考え方も、改めて整理をしていただくと有効ではないかということでありまして、漁業を初めとする多様な利用、海洋の保全、海洋環境の保全との調和を図りながら、発電事業の実施が可能な区域の速やかな選定、さらには公平性、公正性、透明性の確保、計画的、継続的な促進区域の指定といったような基本的な考え方があり得るのではないかとといったような提示でございます。

続きまして、論点2、27 ページをごらんください。

関係者との連携でございます。促進区域の指定に当たりましては、法律上次のページ以降に関連条文を抜粋させていただいていますが、関係都道府県知事からの意見聴取が必要とされまして、さらに先ほどご紹介したこの協議会において、関係都道府県知事、さらには関係市町村長が構成員とされています。

さらに、関係都道府県知事というのは、協議会の設置を国に要請することができると、法律上定められています。そういった法律上の位置づけもありますし、この地元関係者との調整、共存、共栄というか、そういったものが不可欠でありまして、既に洋上風力発電の導入に向けて取り組みを行っていかれている都道府県、市町村といったところもあるところでございます。

こうした中で、この促進区域を指定するというこのプロセスの中で、関係者とのように連携していくべきなのか。その際、都道府県との関係をどのように考えるべきかといったところが一つの論点になり得るというふうに考えているところでございます。

28 ページ目はその関連条文でございます。

29 ページ目をごらんください。

続きまして、区域指定の基準の具体化ということでございます。法律上、促進区域がこのような基準で指定しますと、こういうふうに書いてございます。

次ページ以降に関連条文をそのまま載せていますが、29 ページにその主なところを抜粋してございます。

気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれるところを指定すると、こう書いてあります。これは、具体的にどう条件づけるのか。さらには、航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼさないと書いてある。これはどうするか。さらに、設置及び管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、港湾との一体的利用、これが条件としてどうなるのか。発電設備と電線路との電氣的な接続、すなわち系統接続ですが、の接続が適切に確保できる見込みをどのように判断するか。漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることをどのように確認するか。漁港の区域、港湾の区域、海岸保全区域、低潮線保全区域、その他の水域との重複をどのように確認するかといったことについて、具体的にご議論をいただくということでどうかというふうに考えているところでございます。

30 ページはその条文そのものの紹介でございます。

31 ページ目、続きまして論点4であります。

先ほどご紹介したように、国が、両大臣が調査をして、区域指定をするということになっています。国が行うべき調査内容でございます。この調査内容につきましては、国としてどのような調査の内容及び範囲をやるべきなのかといったことをご議論いただきたいというふうに考えてございます。

下に、参考までに検討する事項というのを書いていますが、風況であったり地質であったり海象であったり航行であったり漁場であったり基地港湾、系統確保、こういったようなものがあるわけですが、それを確保するために、どのような調査を国として実施すべきかと、こういうことでございます。

続きまして、32 ページ目、論点5プロセスでございます。

以上のような具体化の論点とともに、プロセス、スケジュールといったようなものを具

体化していく必要があるということで、当然、事業者の予見可能性というものを確保していく必要がある。さらには、公平、公正、透明性というものを確保する必要があるといったような、こういった観点から、どのような単位、規模ごとに進めるかといったところも含めて、プロセス及びスケジュールを具体的に議論していただく必要があるというふうに考えているところでございます。

最後、33 ページ目、論点6でございます。

協議会の具体的な運営方法ということで、協議会において必要な事項を協議することとされておりまして、協議会のメンバーというものが決められているわけでございますが、そういった協議会において、どのような合意形成の方法をとるかといったようなことを含めて、協議会の運営について、より具体的に決めていただくほうがよい点があるのではないかと、こういうことでございまして、以上、促進区域の指定に至るプロセスにおける論点を6つに分けまして提示をさせていただきまして、事務局の案とさせていただきたいと思っております。

続きまして、公募でございまして。

公募による事業者選定に関する論点ということで、35 ページ目に全体像を描いていますが、公募については、まず国が先ほど申し上げたように、両大臣が公募占用指針というのを作成し、事業者が公募占用計画を提出してきて、それを両大臣が選定をすると、こういうプロセスになってございまして、そういった中でどのような論点があり得るのかということで、またそれぞれ分解をさせていただきます。

36 ページ目をごらんください。

まず、基本的な考え方でございます。こちらにおきましても、事業者選定の基本的な考え方というものも改めて整理をしていただく必要があるのではないかと、ということで、例えば、4つの基本的な原則にのっとり定めるいわゆる法第15条1項各号の基準、この適合基準に適合している必要があることとか、さらには、三位一体の洋上風力発電が可能になるこの事業者を選定するために、多数の事業者が公募に参加可能な環境をやはり整えることが必要ではないか。利害関係者も多数に上る、こういったことを考えると、公平性、公正性、透明性の確保というのが、やはり極めて重要になってくるのではないかと、こういった大きな視点を提示させていただいてございます。

これに基づきまして、37 ページ目、それぞれの論点でございまして。

まず、論点2、公募の適合基準の具体化でございまして。事業者から公募占用計画が提出された際には、まず適合基準、いわゆるこれにまず適合していることが求められるという入り口の審査がございまして。基準がございまして。この入り口の基準について、この基準として何を定めるべきなのかということをご検討いただく必要があるのではないかと、ということでございまして。

下に条文が書いていますが、第15条第1項に公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを両大臣は審査しなければならない、と書いてございます。

そこに公募占用計画が公募占用指針に照らし、適切なものであることといったこと。すなわち、公募占用指針に何を書いておくのかといったところが必要になってくるわけでありまして、といったようなこと。さらには、第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないものではないこと。管理の方法が省令等に適合するものであることといったよう

なことが書かれてございます。

なお、供給価格、一番下を書いてありますが、価格の上限額、さらには保証金に関する事項は、別途調達価格等算定委員会の意見を聴いた上で、定めるといふことにされているというのが、法律のたてつけになってございます。

以上のことを述べた条文のそもそもの抜粋が 38 ページにございます。

続きまして、その適合基準を満たしたものを評価するというプロセスに入ります。39 ページ目、両大臣は、公募占用指針において、長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とする三位一体と満たす最も適切であると認められる公募占用計画を提出したものを選定するために評価基準を定めるといふにされておまして、この評価基準といふのを定める必要がございまして、では、どのような評価基準なのかといふことをご議論いただけたらというふうに思っています。

例えば、次回以降また、より深めていただくといふことではございますが、下に書かせていただいていますように、例えば公募占用計画に記載されることが、まず法律上定められている事項といふのが、実施体制だったり事業計画だったり資金調達の状況だったり、調整能力であったり電力の供給価格、いわゆる札入れの価格といったものがあるときに、じゃあどのような留意点が必要かと。撤去を確実に実施するための担保の措置をどのように評価するかとか。事業者の先行的な取り組みをどのように評価するか。地域の共生、地域経済の波及をどのように評価するか。周辺航路や漁業等の海域利用との調和をどのように評価すべきか。サプライチェーンの構築をどのように評価すべきかといふような、これは一つの例示でございまして、そういった評価基準そのものをつくるに当たっての基本的な視点といふのを本合同会議でご議論いただけたらというふうに考えてございます。

以上定めました法律が 40 ページ目及び 41 ページ目に抜粋をさせていただいているところでございます。

続きまして、42 ページ目、論点 4 でございまして、公募に当たり国が提供すべき情報といふことで、公募、先ほど区域指定をするに当たって、国が調査をするといふことを申し上げましたが、公募に当たって国が提供すべき情報といふのがあるのではないかと。すなわち、公募に参加可能な環境を整えて発電事業のコストを低減する、事業者のリスクを可能な限り低減することが重要でありまして、十分な情報提供といふものがなされることが望ましいわけでありまして、国としてどのような情報を提供し、かつどのような調査を行うべきか、といふのを公募に当たってのところでもご議論いただけたらというふうに思っております。

公募の最後でございまして。論点 5、以上を踏まえまして、公募のスケジュールとしてはどのように刻んでいくことが必要かといふことで、当然、早期導入に係る大きな期待があるといふのが大変重要な点でございまして。

一方で、発電事業の規模が大きく、国内における先行事例も少ないといった特徴の中で、多数の事業者が参加可能な公平、公正、透明性を確保するための適正なスケジュール設定といふことも必要なのではないかと、こういうことではございまして、全体のスケジュールについてもご議論いただけたらというふうに考えてございます。

最後、45 ページ目をごらんください。

以上が区域指定及び公募の応募についての論点でございまして、冒頭 14 ページ目等で

指摘させていただいたように、その他の論点もございます。将来的な系統の整備、基地港湾、環境アセスメントの短縮化、さらには撤去の方法をどうするのかといったような、発電設備及び維持、管理の方法の基準といったような点については、本委員会でもしっかり関連する事項としては見ていただきながらも、より適切な母体において、しっかりと検討してもらおうという役割分担をすることでどうかという案でございます。以上、事務局から提示をさせていただきました議論の開始に当たりましての全体の論点整理の案でございます。

以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答並びに自由討議の時間とさせていただきますけれども、その前に、本日ご欠席の加藤委員から事務局資料につきまして、事前にご意見を頂戴いたしておりますので、中崎課長のほうからご紹介いただきたいと思います。

○中崎海洋・環境課長

加藤委員とそれから來生委員長からもご意見をいただいておりますので、まず來生委員長のご意見をご紹介させていただきます。

促進区域の指定に当たりまして、発電事業者の競争促進のため広く設定するという観点と、それから初期投資や運用リスクを下げるために、広くし過ぎないという観点があるということに配慮すべきというご意見がございました。

それから、事業者選定に当たりまして、漁業者を含めた地域との共生、地域経済への影響という観点も重要というご指摘がございました。

続きまして、加藤委員のご意見でございます。促進区域の指定については、中長期的には定量的な評価とすべきというのが1点目で、それからもう一点、評価に当たりまして、これは自然条件や地域の受け入れ環境の視点にとどまらず、地域の社会経済への影響といった視点も評価項目とすべきという意見をいただいております。

以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

先ほど申し上げました、本日は事務局から提示いただきました検討にかかわる基本的な視点につきまして、おおむねの合意をいただくということと、具体的に検討すべき論点につきまして、過不足がないかご議論いただくということになると思います。

それでは、これから質疑応答に入りますが、ご意見、あるいはご質問のある方は、ネームプレートを立てていただければ、それで順次指示してまいりたいと思います。

それでは、大串委員どうぞ。

○大串委員

すみません、もうちょっとで出なければいけないので、先に質問だけさせていただきます。

まず、撤退ルールとか撤去ルールに関して、余りまだここでは定めないほうがとおっしゃっていたんですけれども、やはり住民等が一番懸念するのがここなんじゃないかなというふうに思いますので、少なくとも現時点での考え方といいたいまいしょうか、こういうふうな方向性で進める等の合意は、一つあるんじゃないかというふうに思っております。

2点目が、区域利用に関して固定資産税が発生するようではございますけれども、その帰属が少なくとも都道府県単位での帰属にならないと、なかなか地域間調整が難しくなるんじゃないかということに対して、どういうふうな回答を用意しておくかということも考えておかなければならないかと思っております。

3点目が、基地港湾の選定に関しまして、現状非常に重要とされている港と、地元で小さい漁港として使われているいろいろな漁港があると思うんですけれども、どういったところを今基地局として、事務局は考えておられるのか。候補としてなり得るのか。新設なのか既設を改良してなるのか、もしくは、たくさん業者の方が認定された量の多いところから優先させて基地局をつくっていくとか、そういったプロセスを含めて、基地局に対する考え方をもう少し整理していただけたらと思っております。

あと、公募に対する事業者選定ですけれども、国内の事業者 50%超の資本でいくかどうかということですね。純外資を受け入れるかどうかという論点は、どうなっているのかということも教えていただければと思っております。

最後に要望ですけれども、42 ページにいろいろな事業者判断するために、国として行うべき調査の話が出ておるんですけれども、諸外国で先進的に実施しているところに、どういった調査概要を実際やっているのかということとをぜひヒアリングしていただいて、その中から我が国の事情を加味し、取捨選択をして、制度に加えていったらどうかというふうに思いますので、この辺の情報は、ぜひ事務局のほうでとっていただけたらと思っております。

以上です。

○牛山座長

重要なポイント、5件ほどご質問いただきましたけれども、これはどうでしょうか。

○中崎海洋・環境課長

ご質問いただきましてありがとうございます。

撤去の話や基地港湾については、別の場面でも議論するんですが、基本的考え方を申し上げますと、撤去のルールは、基本的には事業者が撤去することが基本ルールと考えておりまして、法律の説明の中にもありました公募占用計画を事業者から出していただきますけれども、その際に撤去についてどう考えているかということとを国側でよく調べて、確認して、それから事業者の選定に移っていくというような手続を今、考えてございます。

それから、固定資産税の話、ございましたけれども、固定資産税については市町村に入ってまいりますので、海を前面とする市町村が固定資産税の関係市町村になるというのは、基本であると考えています。境界にある場合どうするかとか、それは個別に対応になってくるかと思っております。

それから、基地港湾についてご質問ございました。基地港湾はご質問にありましたように、既存の施設をもちろん有効活用することができる場合は、それを第一優先としながら、

各港の守備範囲の中でどんな事業がいつ起こってくるのか。それから、港湾管理者の意見がどうかということも踏まえながら、今後中身を詰めさせていただきたいというふうに思っております。

○山崎新エネルギー課長

続きまして、外資系の資本の話でございますが、この論点には今回出ておりませんので、委員のご指摘を踏まえまして、具体的にご議論いただくときに、どのように扱うかといった事務局案等をご提示させていただくべく、検討したいと思っております。

あと、事業者さんへのヒアリングというか、諸外国の先進状況のヒアリングというのもおっしゃるとおりでございます。座長とも相談しながら、この場でヒアリングするのか、または事前にヒアリングをした内容をご紹介するのか、そういったやり方も含めまして、検討させていただきたいと思っております。

○牛山座長

ほかにはいかがでございますでしょうか。

どうぞ、石原委員。

○石原委員

3点ほど質問と私個人の考えを述べさせていただきたいと思っております。

1番目は、先日、法律が制定されまして、日本の洋上風力は今後大きく導入されるということが期待され、海域利用法の制定はまさに洋上風力を開発するための切り札と言えます。ヨーロッパにおいても、今イギリスの洋上風力が大きく導入されたのも、こういった法律の担保があつてこそできたことです。さらに、最近アジアにおいても、台湾は2025年までに550万キロワットの洋上風力を開発するということが決定されています。そういう意味では、今回の法律は洋上風力導入促進にとって画期的な法律だと思っております。

それを踏まえて、今後2030年に向けて実現していくために、この法律をいかに利用していくのか、海域をどういうふうにしていくのか、どういうふうに事業者を選ぶかといったことはこれから議論していきますが、2030年までに洋上風力をどういった規模感、大体どのぐらいの量になるのかについて伺いたいと思っております。

例えば、イギリスにおいても2030年の目標を示しており、低い方は1,200万キロワット、中央値は2,300万キロワット、高い方は3,500万キロワットという目標が出されています。日本において2030年までには、洋上風力はどのぐらいの規模を考えているかを伺いたいと思っております。

2番目はスケジュールについてです。国の2030年の目標は、一応定められておりますが、再エネを主力電源化ということもあり、今の目標よりもっと大きくなることを期待されています。国の目標を実現するためには、2030年までに公募に関して、どういったスケジュール感でやっていくのかについて質問させていただきたいと思っております。実はイギリスが今世界ナンバー1になっており、2017年末まで累積684万キロワットをつくられています。しかし、これは決して一夜でできたものではなく、イギリスはラウンド1、ラウンド2、ラウンド3とあって、3回の公募を実施されました。2000年に150万キロワットを公募しまし

て、その後 2003 年に 710 万キロワットを公募されて、最後に 2010 年にもっと大きな規模で、3,200 万キロワットという公募がありました。今後議論していく上で、2030 年に向けてどういったスケジュール感で導入していくかは重要です。これまで事業者は、既にリスクを持って一生懸命洋上風力開発のために努力されており、早い段階で先進事例を示していくことは意味があると思います。イギリスの例が非常にいい例であり、参考になるかと思えます。早く開始することとその後確実にやることの両方が必要だと感じています。

3 番目ですが、洋上風力というのは、開発から運開までにかなり時間がかかります。例えば、気象・海象・地質調査は非常に重要なんですが、これらの情報が提供されることを事業者から期待されています。一方、最初の調査に時間をかけ過ぎると、なかなか開発を始めることができなくなります。その辺のバランスというものをどういうふう考えているのかを教えていただければと思います。

以上です。

○山崎新エネルギー課長

ありがとうございます。

まず、2030 年までの導入の規模感というご質問でありました。先ほど申し上げたように、エネルギーミックスでは、洋上、陸上の区別なく、2030 年度の導入目標が 1,000 万キロワットになっているというところが、これは政府が今正式に掲げている風力に関する唯一の目標になります。

一方で、我が大臣なりも国会等で答弁させていただいているように、これについてはキャップではない、上限ではないということで、現在、国際的に見ても非常に高い再エネのコスト等が下がってくれば、そういったような国民負担との両立というものができるので、そういったキャップではなく、より大きく伸ばしていくというのは、当然にあるべきことということでありまして、そういった数字があるというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

2 つ目が、この 2030 年までのスケジュール感ということですが、これも法律を制定するときの一つの K P I というものを、これは内閣府さんが主導されてつくっておられるものでありますが、2030 年度に地域、関係者のご理解を前提に、指定された区域が 5 区域あって、それが 2030 年度に動き始める区域ですね。2030 年度に運転を開始する区域が 5 区域あるということで、別に 2030 年度までに 5 区域ということではないんですが、そういったものが一つの K P I として想定をされています。

これも国会等のご議論の中でもさまざまな指摘をいただいておりますが、別にこれが決まった数字でもなく、上限でもなく、そういった目標、1,000 万キロワットという目標を実現するに当たって、貢献をする少なくとも最低ラインの数字ではないかといったようなことで、指定をされているところがございますので、そういったところも含めて、この合同会議におきまして、どのようなスケジュールで刻んでいったらいいのかとか、といったところも含めて、ご議論をいただけたらというふうにご考えているところでございます。

○石原委員

ありがとうございます。

○牛山座長

ほかに。

○清宮委員

清宮ですけれども、2つほど確認と状況がどんなものかというのを教えていただきたいんですが、1つ目が、31 ページに国が行うべき調査内容ということで、項目が検討する事項案ということで、風況から地質、海象、8つほど並んでいますけれども、この中で国が全てやるものと、あと国と民間が分けてやるものというんですか。例えば、船舶航行とかそういうのは漁業の、本来でしたら国のほうの情報でやるんですけれども、風況とか地質という、どこまでやっていいかという区分けが多分、国として行うべき調査の内容の大ききなところだと思います。

それで入札に当たって、国がやったものがもしこれだけの範囲ということで決まったときに、応募する事業者は、自分はこれ追加して調査できるということは可能なんでしょうか。例えば、地質調査だと多分、国が提供するの是非常に大ざっぱなところなんですけれども、実際事業者のほうは、どこどこにちゃんと設置できるかどうかという判断が求められると思うんですけど、そうすると追加ボーリングをしたいとか、あるいは風況に関しても、国がどこまで風況をやるか。観測タワー一つ建ててくれるのかどうかも、多分わからないと思うので、そういうところの区分けというのは、この場で議論されるんでしょうかというのが、まず一つ目の質問です。

それからもう一つが、入札のことで一応区域は国のほうで幾つか指定されるんですけれども、入札するグループというのは、最終的には1社に絞り込まれるという理解でよろしいんでしょうか。というのは、非常に広い区域をもし国のほうが指定したときに、A区域、B区域と別々に入札するとか、そういう形態はないんでしょうか。その辺をちょっと確認。

○中崎海洋・環境課長

まず、風況、地質などの調査でございます。国がもちろん調査をやりますけれども、その時点で、まだ公募が開始されていない状況で、区域の指定のために調査をしています。そこから公募占用指針が出て、公募が始まった後は平等性を確保しないといけない、公平性を確保しないといけないと思っておりますが、民間の方が選ばれるまでは、基本的に国の調査を中心にご検討いただくというのが基本と考えておりますが、まだ詳細はこれから詰めてまいりますので、どの部分まで国がカバーできるかについて、まさにこれから詰める必要があると思っております。

○清宮委員

基本は、国の調査をもとにして入札状況を決めてくださいというのが大前提になるわけですね。

○中崎海洋・環境課長

大前提になりますが、既に事業者が調査している箇所もございますので、こういったも

この取扱いなどは、これから詰めてまいりたいと思っております。

○山崎新エネルギー課長

2点目については、法律上は最も適切な者を選ぶということになっていますので、基本的には指定された区域に対して最も適切な人を選ぶということ、最も適切な者というのはどう読むかということなんですが、それはもしかすると先生ご指摘のように、複数者ということも基本的にはあり得るのかもしれませんが、法律上は最も適切な者と書いてあるので、基本的には1者というか1グループというんですかね、1人が選ばれるということを前提にしているとは思われます。

○牛山座長

ありがとうございます。清宮先生のおっしゃるように、先行してもう既に始まっているところ、そういうインセンティブをどうするかとか、その辺のところは、これから詰めていかななくてはいけないという感じがしますね。ありがとうございます。

○桑原委員

桑原でございます。

今のご質問の点とも少し絡むのですが、先行してご尽力をされている先行事業者がいる場合に、区域指定や公募のときにどう考えるかという点については、先行事業者が事実上一定のベネフィットを受けることがあり得るにしても、公正公平な手続に基づいて最終的に事業者を選定・決定していくという法の趣旨や今回の基本方針を踏まえると、先行事業者が余りベネフィットを受け過ぎることは望ましくなく、ほかの事業者の参入が促されるような制度にすべきではないかと考えており、これは一つの視点ということで申し上げたいと思います。

例えば、区域指定に際して国が行う調査内容にもよりますが、事業者が実際に公募に応じるに当たって、自社の調査も必要だと判断するような事態が想定されるのであれば、この点でもスケジュール等での配慮を行い、公平性を担保するというのは必要ではないかと思えます。

それから、協議会のあり方についてですか、他の方からもご意見が出ているように、地元との調整というのが非常に重要だと思われるところ、この点についての協議会の役割を明確にし、事業者の予測可能性を高めるように考えていくことも重要ではないかと考えております。

○牛山座長

ありがとうございます。

原田委員どうぞ。

○原田委員

原田でございます。私のほうからは、特にファイナンスをプロジェクトや事業社様への提供させて頂くであろうという立場から、幾つか質問とコメントをさせていただきたいと

思います。

まず、資料の中で促進区域の指定の基本的な考え方に出てくる予見可能性について、基本的な原則①の長期的、安定的、あるいは原則④の計画的、継続的という文言から読むのかもしれませんが、長期に渡り関与する関係者、事業者及び様々なサプライチェーン企業が、おそらく金融機関も含めて、一定の予見をできる仕組みにするというワーディングが入ると、より意図されているメッセージが明確化されるのではと思います。

また、先ほど清宮先生のご質問にもあった、国と事業社がそれぞれどこまで調査するかは、先行するヨーロッパの例でもオランダ、英国、ドイツ等の各国ごとに一定の差があると理解しております。従って、これは時間との勝負でもあるので、日本ではどこまで調査するのが最適かという水準を、先程のご指摘にもありましたが、欧州の事例を見ながら、探っていくことは非常に重要かと思っております。

私からは事柄の確認という意味で質問が2点でございます。今後、先ほど来の促進区域内で、様々な事業者様がある意味重なりながら、同じ海域でそれぞれに調査をされている状況もあるかと思うが、促進区域というのは、そういった事業者さんの想定する内容をなぞりながら検討が進むのか、または、一旦白紙に戻して、区域ごとにメガワット数を指定するのか。

例えば、オランダの例のように、1つの海域で350～400MWを標準としていくのか、あるいは、これまでの経緯を含めて、海域の大きさや場所といったものを考慮する仕組みになるのかということがまず1点目。

2点目は、系統の接続の可能性、確実性が、当然大きな論点になってくると思うが、選定に当たってどの程度明確に主要な項目をガイドラインの中で定めていくのか、今の方向性、考えを伺いたい。よろしく申し上げます。

○中崎海洋・環境課長

促進区域のご質問、いただいております。既に、資料でアセスメントを行っている方々がいらっしゃるというふうにもお伝えしましたので、今おっしゃったように、これを全くそのとおりのなぞるというやり方もあるかもしれませんが、それだけではなくて、あとで経産省さんのフォローあると思うんですけども、どのぐらいの単位が適正かというエリアごとの適正量もあるということ。

それから、風況とか地質、それから海象などから見ると、非常に好適地という考え方もあると思いますので、それは国主導で考えるというアプローチもあろうかと思っております。ですので、今事業があるところをなぞるだけという言い方ではないと思います。ただ、もちろん配慮しないといけない項目かと思っております。

○山崎新エネルギー課長

系統の関係で申し上げますと、系統がどの程度あるかということはこの促進区域の指定に当たって、どのように評価するのか非常に重要な論点でありますし、法律上もそれが確保されることが見込まれることということが書いてあるということでありまして、結論からすると、それも、その点についても、具体的に今後この委員会で、会議でご議論いただきたいということを考えているわけですが、そういう意味でいうと、系統が明確に確保されていることが見込まれる案件と、そうでない案件というのが必然的に分かれてきて

しまう可能性がありまして、そういった現実を踏まえながら、どのように区域指定のあり方を考えていくのかということ、本会議でご議論いただきたいというふうに考えているというところでございます。

以上でございます。

○牛山座長

よろしゅうございますか。

中原委員、どうぞ。

○中原委員

本日は詳しい説明、大変ありがとうございました。私の属している海洋産業研究会は、海洋の産業団体ですので、私どもとしては、待ちに待った法律がようやくできたということで、まずは歓迎を申し上げたいと、関係する省庁のご努力に敬意を表したいというふうに思います。まず、それが前提でございます。

その上で、より充実した内容に、より円滑にということで、コメントみたいなものでまことに申しわけないんですが、幾つか申し上げたいと思っております。

その一つは、これまでの議論の観点からいうと撤去の問題がございました。これは、事業者の責任でというふうな話だったと思います。これはそのとおりだと思うんですが、私ども海産研の立場からしますと、海域の総合利用、複合利用という観点からすると、撤去は原則だとは思いますが、その後の構造物等の再利用というふうなことも当然に考えられるのではないかと。

既に行われている洋上風力の実証事業についても、同様の検討がなされていると思えますし、もうちょっと古くさかのぼると、数は少ないですが、例えば新潟沖に建てていました石油開発のプラットフォームなども、撤去はされましたけれども、掘削装置は取り除いてやぐらの部分は地元の漁業者、県の水産課等と協議の上、別の海域に移して、魚礁として再利用するという例がございます。実際に、たしか福島沖のガス田のプラットフォームもそうだったんじゃないかと思えます。

したがって、オンサイトでは撤去が原則だろうと思いますが、同時にオンサイトでの基礎部の再利用、あるいはそれを別のところに持っていったのオフサイトの再利用という余地があるというようなことも、念頭に置いた取り組みをしていただくのが、長期的な海域総合利用の観点でいいのではないかとというふうにコメント申し上げます。

2つ目でございますが、これも先ほど固定資産税の話が出ました。固定資産税は、商業事業である限りは必ずかかるわけですが、ご指摘のように、これは市町村税、市町村の単位でございますから、海岸の沖合に風車群、ウィンドファームというのが建った場合、複数の市町村にまたがるのが十分に考えられます。そのときに、先ほどのお答えで、その分配については個別に決めるというお答えだったかと思えます。

実際問題として、ケース・バイ・ケースでどのように固定資産税の納付先を海域で区分してやるか点については、基本的には当事者である市町村を交えての議論に基づいて、固定資産税の納付が考えられるべきであると思えます。したがって、定性的でもいいですから、そのような基本的な考え方みたいなものは、やはり示していただいたほうがいいので

はないかと思えます。これは、事業者にとっては、必ず出ていく支出の項目に入りますので、その基本的な考え方を示していただいたらいいんじゃないかというのが2つ目です。

3つ目はそれに関連しますが、今日ご説明のあった中では、特段の資料の明示的な表現はございませんが、法の第10条の6項で、海域の占用料を納付する（省令の定めにより徴収することができる）という定めがございます。これまた事業者にとりましては、毎年毎年払わなきゃいけないものということになります。この後、省令とか政令で定められるんだと思いますが、この占用料はどのような考え方で、どのような基本的な考え方で定めるのかということ、なるべく早い段階で示していただくことが必要と思われます。事業者がここの促進海域に手を挙げるのに判断するFSをやるときに、先ほどの固定資産税と同様に、設置予定の風車の基数が20基、30基、50基、100基など、多くなればなるほど払う額が多くなってまいります。

とりわけご承知のとおり、既に先行事例としての地方自治体が一般海域の管理に関する条例を持っていて、占用料を指定している例がございます。一般海域に関する管理条例を持っていないところでも、国有財産の管理に関する規程に基づいて納付をしてもらっているという、こういう前例といいますか、実績が既にあります。それとの関連で、今回はどうするのかと、基本的考え方を示していただければと思います。

これまでの条例、都道府県の例では、これは都道府県に納付する格好ですが、今度の場合、国有財産としての一般海域で、国庫に納付してもらおうという格好で納付先が違いますけれども、だからといって全然違う基準で金額を決めるんだよということではなかろうと思うので、そこら辺の関係を早目にお示しをいただいたほうがいいのではないかということでございます。

その次、これは繰り返して、ほかの委員の方々もご指摘になりましたが、既にオフィシャルになっているウィンドファームの計画構想例で、大分進んでいる例があるわけがございます。既に、仕掛中で、かなりの程度進んでいて、現地の協議会もつくり、環境アセスもある程度進んでいるものについて、これを新法の枠組みに乗せて移行していく、移しかえていくというんでしょうか、そういうふうなことを考えるときには、どういうふうにしたらいいのかという点です。それは、新法は確かに大変うれしいけれども、ある程度かなりの程度やっちゃっているとすると、今のスキーム、都道府県の条例に基づいて手続も進めているものを、そのまま進めてもいいのかどうかと、事業者や地方自治体は迷うのではないかと思うんです。ここら辺のことについても一定の基本的な考え方というのを、これは基本方針なのか公募のところなのか、どの部分で書き込むのがいいのかちょっとわかりませんが、そこら辺が一つ気になったところでございます。

今のとの関連で、役所の方々は皆さんご存知だと思いますが、環境省さんのほうで戦略的適地抽出手法のモデル事業というので、環境アセスの短縮のモデルができないか、また、その後、促進区域という全く同じ言葉を使っていますが、ゾーニングのモデル事業というのもやってきております。

そこで、環境の保全ゾーンと調整ゾーンと促進ゾーンと3色に分けてやるのが、事業者が参入するときに無用の混乱をしなくて済むというような格好で進められておりますので、これも新法に基づく促進区域の指定の際に、大いに参考にするのがよろしいのではな

いかと思います。

最後にもう一点、地域との共生、それから漁業に支障をきたさないことという一文があります。この事業の実施により、漁業に支障をきたさないことというものの解釈の問題です。

これは、ある程度小規模のウィンドファームで、地先海域で行われるもの、もうちょっと断定的に言うと、共同漁業権区域の中で行われるものについては、共同漁業権保有者との合意形成ができれば、ある程度できるということかと思いますが、かなり大きな共同漁業権区域も一般海域に重なっているところがございますが、一般海域においては、その共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権という比較的沿岸部にある漁業権区域とは外側の一般海域で、入会状況で地先海域の漁業者だけが漁業をしているわけではなくて、はるか遠方のほうからサンマを追っかけていくとか、アジを追っかけていくということで、全国各地から、そこは俺たちがやっている漁場の一カ所であるぞというふうなことになるわけです。

そうすると、どこかからそういう自分たちの漁業操業に支障をきたすんだという動きが出てきて、ぎくしゃくしかねないということになります。これについて、やはり一定の考え方みたいなものを示さないと、これまた事業者も円滑に取り組めないんじゃないかと思っています。

その場合に、基本的には地先海域の漁業者がこれは支障にならないよと言えば良いのではないかと思います。また、私どもの会は、漁業協調の提言をずっとしてきておりますので、その海域で風車群が建って発電事業をやれると同時に、それをテコとして今までやっていなかった養殖をやるとか、資源がふえるとか、あるいは観光漁業をやられるとかというような地場の地域の活性化、漁業の活性化というのを提言してきております。そういうものができるというふうなことで、主として、地元の漁業者が支障がないと判断した場合には、これはオーケーだというふうな場合と、はるか遠くの沖合での場合との違いなど、そこら辺もちょっと議論していただいたらどうかというふうに思っています。

ちょっと長々となって申しわけございませんでした。以上のおりでございます。

○牛山座長

ありがとうございます。

○中崎海洋・環境課長

まず、撤去についてお話がございました。構造物を再利用という視点、あることは存じ上げておりますし、また海外でもいろいろな考え方、撤去の仕方についてもいろいろな考え方がございますので、そのような事例、あるいは関連法令ですね。今分析しておりますので、それら画一的ではなくて、いろいろな考え方があるということを念頭に対応していきたいと思っております。

それから、固定資産税の考え方も、市町村が主体となってどのステージでどう関与するかについても明確に、できるだけしていきたいと思っております。

それから、占用料の基準は、おっしゃるように、条例で既に占用料の規定を設けているところがございますし、またヨーロッパの占用料の例も参考にしながら検討して、国が主導いたしますので、参考にしてみたいと思っております。

それから、先行事業者の協議、今の条例でできるかどうかという話がありました。この法律のもともとの発想の中に、既に条例で占用許可を得るべく調整をされていて、そのまま条例で、占用許可を得て事業をしたいという者について、それを妨げる法律ではございませんが、選択はもちろん可能というような、入り口はそうなっております。

あとは、今後これが施行になったとき、新法の施行になったときに、どのような選択をされていくかについて、私どもにも相談あるかと思っておりますので、個別に相談に対応していきたいと思っております。

それから、環境アセスについては、環境省さんもアセスの短縮についてご検討いただいているようでございますので、これは個別個別の対応になろうかと思っておりますけれども、環境省さんのご意見を踏まえながら、まさにきょうもオブザーバーに来ていただいておりますけれども、連携を密にしながら、アセスをどのように短縮できるかについて、具体的に調整してまいりたいと思っております。

それから漁業者、どの漁業者を対象に調整するかについては、法律の協議会の中には漁業関係者の方を初めとする利害関係のある方に入らせていただくという整理でございます。これは、特に関係都道府県の中の漁業者の方がもちろん中心でありますけれども、それ以外の者が入らないと言っているわけでもございませんので、利害関係のある方には協議会にも入らせていただくという整理かと思っております。それが地域の企業団体に限るというものではございません。

○牛山座長

大体よろしゅうございますか。

○中原委員

言いそびれたんですけど、促進区域の指定はあくまでも風車群のエリアの指定であって、送電ケーブルが陸揚げポイントまで引かれますけれども、そのウィンドファームの海域と、それから送電ケーブルの部分は含まれるのか含まれないのか、それをちょっと確認したかったんです。

○中崎海洋・環境課長

基本的には、事業者が決まらないとケーブルの位置が決まらないという問題はもちろんあるんですけども、促進区域はケーブルが設置される部分を含むと考えています。ただ、事業者によって変わるというところをどう調整するかについて、今後調整を検討していきたいと思っております。

○牛山座長

どうぞ。

○環境省

環境省でございます。ゾーニングの話が出ましたので、一言補足をさせていただきます。環境省においては、ゾーニングであったり、あるいは海洋の環境情報の収集をしております。

まして、促進区域の指定に当たって、環境配慮が十分織り込まれることを前提に、環境アセスメント手続の短縮など検討していきたいというふうに考えております。

その情報を早期から利用いただくためにも、協議会の段階から環境省を加えていただいて、現在 33 ページの協議会の例の構成団体にはまだ入ってございませんが、ここに例えば加えていただいて、早期から我々も情報の提供など協力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○牛山座長

大変心強いご発言ありがとうございます。

じゃあ、山内委員どうぞ。

○山内委員

もう時間がないので簡単に申し上げたいんですけども、先ほどエネルギー基本計画の話が出まして、エネルギー基本計画、ご承知のように再生可能エネルギー主力電源化ということをやっている、そのために私自身は、今回、洋上風力の発電がこの主力電源化にとって非常に大きな柱になると思うし、なるべきだというふうに思っています。その意味での期待というのは、非常に大きいところがあると思います。

ただ、固定価格買取制度をかなり長い間かわらせていただいた立場からすると、これは再エネというやつは、変な言い方ですけど、量的にふやそうと思えばいくらでもふえるというふうに思います。これも適切な表現じゃないと思いますが、手綱を緩めるとどんどんふえていくという。

最初に、ソーラー発電が爆発的にふえて、あれは買い取り価格の問題、私自身もかわりましたので余り批判的なことは言えないですけど、買い取り価格の問題もあったかもしれませんがとにかくふえて、それが実際に動いたかどうかという、次はそういう問題になってくるということもありますし、それから最近ですと、バイオマスがいろいろな新しい手法が登場して、それについて買い取り制度を入れてくれば爆発的にふえそうだというような、そういうこともあるわけです。ですから、さっき言いました手綱を緩めるとかなりふえるということがあります。

この洋上風力については、先ほど 7 ページ、8 ページで紹介ありましたが、やはり技術革新がかなり進んでいる分野でありまして、やっぱりこれから再エネ、主力電源化するときが一番重要なのは、この技術革新、これを促進してそれによって、具体的に言うとコストを下げて、それを使える電源にしていくと、こういうことだというふうに思うんですね。

その意味では、この洋上風力の欧州における 3 段階の一番最後のところ、これをいかに日本に、この段階を日本にいかに早く根づかせるか、これが重要なことだというふうに思います。その意味では共存性も重要ですし、それから一方で、やはり国の関与という意味で言えば、事業者が入りやすく、技術革新を起こしやすいような国の関与を進めていく、これは重要な視点だというふうに思います。まずは、基本的には、今回の洋上風力の海域利用ということについては、そういった視点が重要であるというふうに考えています。

それから、促進区域の指定と事業者選定についてですけれども、29 ページに区域指定のあり方、基本的なことが書いてあるんですけれども、基本的にこの方向で私は正しいんだろうというふうに思っています。

特に、やはり指定をするということになれば、ちょっと抽象的な言い方ですけれども、指定したことによって、効果を確実にするというようなことが重要ですので、そういった点を確認するような基準、これが重要だと思います。

それからあえて申し上げると、私もいろいろなところでいろいろな事業者選定、区域の選定もやっているんですけれども、例えば区域の場合特にそうですけれども、その区域が本当にやる気があるかどうかとかですね、議論の熟度とか、これは協議会という話になるので当然そうなんですけれども、そういったところも見ていくといいますか、重視すべきだというふうに思っています。

それから、39 ページから 40 ページ目ぐらいに事業者選定の話がありますけれども、基本的にはやっぱり今回の事業、先ほど申し上げたような、私なりの趣旨からすれば、事業の確実性とか迅速性というのは重視すべきだというふうに思います。それから、コストの問題も重視すべきだというふうに思います。

それで 39 ページのところで、先ほどから話題になっている先行事業者をどう見るかというふうなことがあると思います。これについては、今お話ありましたように、入り口としてはああいう形をとるということですのでけれども、先ほどもご発言あったように、やはり基本的には、これは競争のもとで平等に扱うというのが大原則だと思います。

ただ、ここで言えば、例えば先ほど申しました事業を先行的に実施することによって、地域との連携とか、あるいは効果の発現とか、そういったことに対する確実性、これを持っているわけですから、もしもそういった意味での取り組みの評価をどうするかということをお問われれば、今申し上げたような形の評価でこれを取り上げていくというのが一つの考え方かなというふうに思います。

それから、1 つ前の倒産とか撤去の問題あります。撤去の技術的な問題は、今お話ありましたけれども、倒産したときにどうかということについて一つ重要な点は、やっぱりモラル・ハザードをつくっちゃいけないということだと思いますね。何らかの形で受け皿というのは必要かもわからないけど、それによって、事業者に対するモラル・ハザードが起きないようにする、これも重要な点だというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

委員の方々からほとんど意見いただいたんですが、オブザーバーの方々からいかがでしょうか。環境省さんも含めて、何かご意見を賜ればと思います。

○農林水産省

水産庁でございますけれども、きょうの意見の中に漁業者、結構沖合に出てくるといろいろなところから来る漁業者がいるということでお話あったんですけど、まだまだ詰めなきゃいけないところもいっぱいあるかと思ひますし、こういった話は漁業者の知らないと

ころで進むことがないように、水産庁のほうからも関係団体を通じて、浜には話を提供していきたいと思っておりますけれども、関係省庁におかれましても、情報についてはなるべく前広に提供していただきますようよろしくお願いします。

○内閣府

内閣府の海洋事務局でございます。内閣府としては、この法律の基本方針というものを定めまして、法律の施行後できるだけ早期に閣議決定で決めていくということでございますけれども、この委員会は、その区域指定と事業者選定についての具体的な制度のつくり込みというところではございますけれども、そのエッセンスとなるようなところを基本方針の中にも盛り込んでいければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○牛山座長

ありがとうございます。どうぞ。

○中原委員

時間がオーバーしてすみません。確認です。16 ページに流れがフロー図に出ておりますが、これシングルサイクルで出ているんですけども、一度採択をしてスタートしたら 30 年続きますよね。その後、言ってみれば第 1 期生の公募した後、次この法律に基づく 2 期目、3 期目というのは、どれぐらいのインターバルであり得るのかあり得ないのかと。つまり、第 1 期に手を挙げようかなと思ったけど、いろいろな事情で間に合わなくて手を挙げられなかったとか、個別に既存の計画をやってきたけどやっぱりこっち側に移行してとかということなどが考えられます。1 回だけの公募でおしまいではないのではないかと思うので、そのインターバルについてどうお考えか、ちょっと教えていただきたい。

あと、瑕疵のあった場合には取り消しもあり得るとするのは、たしかどこかに書かれていたと思うんですが、例えば 30 年間の中で 5 年とか 10 年で、一定の PDCA サイクルで事業の進捗状況、資格がきちんと維持されているかというののチェック機能を、例えば第三者機関でとかというようなことも考えていらっしゃるのか。

以上 2 点、確認でございます。

○山崎新エネルギー課長

ご質問について、まさに第 1 期、第 2 期、あとのインターバルとおっしゃいましたけれども、どういうサイクルでこの区域指定をやるということが望ましいのかということを含めて、本会議でご議論いただきたいというふうに思っています。

その際には、当然さまざまエネルギー政策もそうですし、我々の観点からするとエネルギー政策の観点ですけれども、事業者、ここに書いてありますように、可能な限り迅速に、この国の洋上風力の推進を整備していくというこういう視点と、公平かつ公正にどのようにやっていくのかと。このバランスの中で、どういうインターバル、どういうサイクルで回していくのかというのをご議論いただけたらよいのではないかとこのように考えてございます。

そういう意味でいうと、P D C Aについても、当然何らかの形でP D C Aは回すということになるかと思いますが、具体的に今そのようなものを決めているものではございませんけれども、本委員会でもたまたそういう、例えば今後のP D C Aについてもご議論いただくということを言うべきではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○牛山座長

どうぞ。

○清宮委員

最初、国が行うべき調査内容のところ、それぞれにいろいろ意見があるんですけど、1つだけ、基地港湾についてお話ししたいと思います。全国でたくさん候補地がありますが、基地港湾をどういう形で配備していくかというのを、それは国のほうでしか決まらない話だと思うので、東北とか北海道、九州、関東地方、その整備の方向はやっぱり国が示していただきたいと思います。

それで、先ほど先行した業者という話も出ていたんですが、余り先行したところでぴたり合わせたようなものに、例えばここにあるように、モノパイルだけしかできないような基地港をつくってもらったら、ほかのところはそこを使えないということになりますので、そういうところの配慮が必要です。

それから、維持管理の施設も今後つくり終わったらありますので、維持管理の施設をどうするか。あるいは、地元企業を育てるといっているのであれば、地元企業を育てるための施設とは何かというのを早い時期に国のほうで調査していただいて、場所の選定と使い勝手についてモノパイルはできるけど、重力式やったらそこは使えなかったとか、そういうふうにならないように配慮していただきたいと思います。

○中崎海洋・環境課長

ありがとうございます。基地港湾のどこにするかというのと、あとそれぞれどんなスペックでつくるかについては、先生おっしゃるように設計は余り固定的に考えないとか、それから、広域で考えて無駄な投資にならないようにとか。それから維持管理は、先ほどモノパイルを乗せる岸壁とはまた違うところで、船を係留させることになる可能性もありますので、そういうことを総合的に踏まえて、場所や規模について、我々も中心になりながら方針を定めてまいりたいと思います。

まずは、地元企業がその資料に出てくることも港湾管理者を通じて、情報を収集しながら対応してまいりたいと考えております。

○牛山座長

ほかは大体よろしゅうございますか。

○石原委員

もう時間になっていますから、これが最後の発言になります。実は 2007 年、2009 年 2

回、日本の関係者、事業者だけではなく、風車メーカー、研究者、政府の方を含めてヨーロッパに調査をしに行きました。日本から毎回 20 人ぐらい参加しました。10 年をたつてヨーロッパでは洋上風力発電コストが大きく下がり、大規模な洋上風力発電所が次から次へと建設され、非常に成功しました。したがって、本日の会議から 10 年後に、2030 年少し前までに、我が国も欧州のように成功していくことを期待しています。したがって、今後海域の選定においても、事業者の選定においても、ぜひ欧州の実例を参考にしながらやって頂ければと思います。

個人的な考えですが、例えば、一海域、一業者しか選ばないと、学習というか、ほかの事業者と一緒に勉強することができなくなるのではないかと心配しています。日本の場合にリスクもいろいろありまして、気象、海象条件も地域によって違うので、選定する海域はある程度バラエティーがあってもよいかと思えます。

例えば、今青森と秋田には複数の事業者が出て、競争していろいろやっていけるといいかなと思っています。あと規模に関しても、最初からヨーロッパのようにいきなり 1 ギガのようなものではなく、確実にできる規模で実施して、いい例をつくって、そして学習してコストを低減していくことは重要です。したがって、1 回で全部の海域を決めるというやり方がいいのか。それともステップを分けて、最初は小規模でやっていくというやり方がいいのか、小規模といっても今は 20 万キロワットや 30 万キロワットというのは一般的ですが、その次の段階でもっと大きくすればいいかと思えます。その間、コストも下がっていきます。ヨーロッパで下がっていることはイコール日本でも下がっているということにはならないので、日本の事業リスク、あるいは気象、海象のリスク、そういったリスクを減らしながら、日本の洋上風力をふやしていければと期待しています。

○牛山座長

ありがとうございました。

多分まだ皆さん、もうちょっとくらいの気持ちがあるかと思うのですけれども、大分時間が過ぎました。ということで、ここできょうの議論を取りまとめたいと思うのですけれども、本日はいわゆるキップオフ、初回のミーティングではありましたので、この新たにできました再エネ海域利用法の具体的な運用の検討につきまして、論点全体についてご議論をいただいた。また、どんな範囲でやるかというようなことについてもご議論いただきました。

全体的な基本的な考え方、あるいは論点全体の大きな枠組みについては、大体ご意見いただきましたけれども、大きな異論はなかったというふうに思います。そして、石原先生、山内先生からもありましたけれども、また中原委員からもあったのですが、やはりこの海域法、新たな法律ができたことによって、日本の洋上風力が大きく進展するだろうということで、待ちに待ったとおっしゃっていましたが、まさにそういう状況かと思いません。

ただ、問題は、先ほども石原先生、最初にお話がありましたように、2030 年、1.7%というのは、私個人的には極めて少ないような気がするのですけれども、いずれにしても、どのような規模感で、どのようなスケジュール感でやっていくのかということ、やっぱり決めていかなくちゃいけないというふうに思いました。

やはり、欧州の事例を見ていまして、今最後に石原先生がおっしゃったように、イギリ

スがなぜ、ああいうふうによくいっているかというのは、ラウンド1、ラウンド2というふうには、段階を踏んで小規模の、事業の確実性と迅速性をまず踏んで、そして次のステップにいくと。そしてだんだん大きくなっていく。そして、マーケットプルの状態をつくったからこそコストも下がってきたというふうに私は思います。

そんなことで、これは非常に重要なことですので、まさにこの合同審議会がどういうふうにやっていくかということだと思います。それに大変ありがたいことに、環境省からもご協力がいただけるというお言葉をいただきましたので、もともと環境省と経産省はうまくやっていますので、引き続きこれもお願いしたいと、このように思います。

そして、清宮先生おっしゃったように、どこまでを国がやり、その先民間とどうやっていくかというようなことも、それから特に、基地港湾の問題はかなり大きな問題ですので、これはもう国としてきちんと整備していかななくてはならないなど。重要港湾だけじゃなくて、本当にいい場所があれば漁港も、インフラを整えて、そこをメンテのために使うとか、いろいろなやり方があると思うわけですが、具体的なことはこの先決まっていこうと思っています。

そして、いわゆる開発行為がリスクを負って先行しているところがありますから、そういうところにはある程度、私はインセンティブを与えてもいいのではないかというふうに思うのですが、これは私の個人の意見ですけれども。ですから、開発行為がある程度進んでいる区域、そしてそれを、近くに系統があって、そこにつなげそうだなというようなことも含めて、フェーズに分けたいいわゆる協議会の運用が必要じゃないかというふうに思っております。

そして、この区域の指定をどうするかというその検討のタイミングにつきましても、きょうは全体の話ですけれども、この次のステップで整理する必要もあろうかなと。タイミングもはっきりさせる必要がある。

それから、フェーズも先ほどもPDCAサイクルで第三者がきちんと見て、そして総括しながら先に進んでいくという、これは非常に重要だと思いますので、そんなことも必要かなというふうに思います。

また、重要なことはやっぱり公平性、透明性ですね。なおかつ主力電源とするための確実性、迅速性、いろいろなキーワードがあるのですけれども、きょうはキックオフとして非常に重要なお指摘をいただきました。特に、国交省と経産省両方に係っているものから、なかなか一本化は難しい部分もあるわけですけれども、きょうは非常に有益なご意見を賜りましたので、これを再度整理しまして、事務局のほうから、まとめて検討を深めていきたいと、このように思っております。

一応私なりに今、きょうのお聞きして議論の取りまとめをいたしましたけれども、何か全体を通して追加したい、これだけとはいうことがありましたらご意見を賜ればと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事は終了といたしますけれども、次回につきましては、本日、各委員からいただきましたご意見を踏まえて、まず促進区域の指定に関することを中心にいたしまして、より具体的に議論を深めてまいりたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、事務局におきましては、促進区域の指定について、きょう賜りましたご意見

を含めて議論が深められますよう、次回の資料のご準備をお願いしたいと、このように思います。

それでは、次回の開催につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

○山崎新エネルギー課長

次回の合同会議につきましては、日程を調整させていただきまして、決まり次第、経済産業省及び国交省のホームページ等でお知らせをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の合同会議第1回を閉会といたします。

本日はご多忙のところ、長時間にわたりまして大変熱心にご議論賜りましてありがとうございました。

以上で終了とします。ありがとうございます。

お問合せ先

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365

国土交通省港湾局

海洋・環境課

電話：03-5253-8674

FAX：03- 5253-1653